権利範囲解釈時における区分け単位

~相対的に独立した機能を発揮する技術ユニット毎に権利 範囲解釈すべき~

中国知的財產権訴訟判例解説 (第66回)

劉宗貴 再審申請人(一審原告、二審上訴人)

台州市豊利菜プラスチック有限公司 再審被申請人(一審被告、二審被上訴人)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

技術的範囲の解釈を行う場合、請求項を構成要件毎に分説し、構成要件の各要素と、被疑侵害製品の各要素との対比を行い、文言上の侵害が成立するか、あるいは、均等論上の侵害が成立するか否かの判断を行う。

本事件では構成要件中の対比する要素をどのように分解して、被疑侵害製品と対比するかが争点となった。

最高人民法院は、相対的に独立した機能を発揮する技術ユニット毎に権利範囲解釈すべきであるとして、細かく区分した上で被疑侵害製品との対比を行い非侵害とした浙江省高級人民法院判決 1 を取り消した 2 。

2. 背景

(1) 特許の内容

劉宗貴氏(以下、原告)は、調整可能な幼児用シートと称する中国発明特許CN1751633号(以下、633特許)を所有している。633特許は2005年9月8日に出願され、2010年4月14日に登録された。

争点となった633特許の請求項1は以下のとおりである。

^{1 2017}年3月24日浙江省高級人民法院判決 (2017) 浙民終32号民事判決

^{2 2017}年12月20日最高人民法院判決 (2017) 最高法民申3802号